破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９６号
岐阜県各務原市前渡東町４丁目303　メゾンＡＩＧＩ　Ｃ棟201、開始決定時の住所愛知県江南市上奈良町久保56番地１
破産者　松﨑　　繁
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０９号
茨城県笠間市笠間2691番地12
破産者　犬塚　新一
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５号
京都府舞鶴市字上安久634番地の３
破産者　長瀬　州廣
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
茨城県つくばみらい市筒戸2265　アイビス小絹Ａ―101、住民票上の住所埼玉県久喜市間鎌489番地５
破産者　中井　人志
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７４号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目２番37号
破産者　塚本　哲雄
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
長野県北安曇郡白馬村大字北城1801番地イ、住民票上の住所長野県長野市上松１丁目６番18―７号
破産者　平林　　久
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１５７号
大阪府八尾市恩智北町４丁目450番地の２　高森昌夫方、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市佐那具町513番地
破産者　しおた家具こと　塩田　重正
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８１６３号
大阪市生野区林寺６丁目７番42号Ｄ棟
破産者　山本　満司
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６６号
大阪市城東区成育１―４―５　コーエイ・ハイツ303、住民票上の住所大阪府枚方市長尾元町６丁目17番１―304号
破産者　近藤都希江
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６４号
大阪府吹田市南吹田３丁目22番16号、前住所大阪市東淀川区東淡路２丁目１番79―101号
破産者　西村　佳幸
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６８号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目３番33―305号
破産者　太田きみ子
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５号
富山市西長江２丁目５番18号
破産者　ケーアイ技研こと　北　　幹雄
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２１号
静岡市駿河区中島2581番地の26
破産者　田中龍吉こと　房　　龍吉
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８７号
静岡市葵区駒形通１丁目３番９号　アーク駒形304号、旧住所静岡市駿河区手越63番地インナートリップセンター管理人室
破産者　冨田　一江
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０３号
静岡市駿河区馬渕２丁目16番50号コーポ堀102号、前住所静岡市駿河区新川１丁目９番５号
破産者　石井　　努
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２１７号
兵庫県西宮市大谷町３番17号
破産者　原　　路子
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第３３４号
香川県高松市木太町1981番地１
破産者　中村　由佳
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係